

処分基準

令和8年4月1日作成

| |
|--|
| 法 令 名：金属くず回収業に関する条例 |
| 根 拠 条 項：第19条 |
| 処 分 の 概 要：金属くず回収業の許可の取消し |
| 原 権 者：北海道公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 金属くず回収業に関する条例第19条 |
| 処 分 基 準： 別紙「金属くず回収業に関する条例に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。 |
| 問 い 合 わ せ 先： 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 (電話011-251-0110) |
| 備 考： |

別紙

金属くず回収業に関する条例に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、金属くず回収業者又はその代理人等（金属くず回収業者の代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）が法令違反行為等を行った場合に、北海道公安委員会又は各方面公安委員会（第6条第1項第4号において「公安委員会」という。）が指示、営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。ただし、第15条から第17条第1項までは各方面公安委員会は除く。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、金属くず回収業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 条例第19条の規定に基づき、金属くず回収業者に対し、その金属くず回収業の営業の停止を命ずることをいう。
- (3) 許可の取消し 条例第19条の規定に基づき、金属くず回収業者に対し、その金属くず回収業の許可を取り消すことをいう。
- (4) 法令違反行為 金属くず回収業に関し、条例、条例に基づく公安委員会規則又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (5) 法令違反行為等 法令違反行為及び条例に基づく処分（法に基づく処分（許可の取消しを除く。）をいう。）に違反する行為をいう。
- (6) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。
- (7) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。
- (8) 営業停止期間 営業停止命令において金属くず回収業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(法令違反行為等の分類)

第3条 法令違反行為等は、別表第1及び別表第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F及びIに分類するものとする。

第2章 指示

(指示を行うべき場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当し、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認められる場合は、指示を行うものとする。

- (1) 金属くず回収業者がB、C、D、E又はFに分類される法令違反行為（処分に違反する行為を除く。）を行ったとき。
- (2) 金属くず回収業者がその代理人等に対し、指導及び監督その他代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がB、C、D、E又はFに分類される法令違反行為（処分に違反する行為を除く。）を行ったとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、金属くず回収業者又はその代理人等がIに分類されるものを行った場合であって、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認められるとき。

(指示の個数)

第5条 1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(指示の内容)

第6条 指示は、次に掲げる措置をとるべきことを内容とするものとする。

- (1) 指示対象行為により生じた違法状態が解消されていないときに、当該違法状態を解消するための措置
 - (2) 指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置
 - (3) 前2号に掲げる措置のほか、その業務の適正な実施を確保するために必要な措置
 - (4) 前各号に掲げる措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときに、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、その目的を達成するために必要な最小限のものとしなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

第3章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第7条 金属くず回収業者がB、C、D若しくはEに分類されるものを行った場合又は金属くず回収業者がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がB、C、D若しくはEに分類されるものを行った場合であって、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、営業停止命令を行うものとする。

2 金属くず回収業者がFに分類されるものを行った場合又は金属くず回収業者がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がFに分類されるものを行った場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。

- (1) 当該法令違反行為等と同種又は類似の法令違反行為等が繰り返し行われているとき。
- (2) 当該法令違反行為等が行われた日前5年以内に、当該金属くず回収業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。
- (3) 当該法令違反行為等が行われた日前3年以内に、当該金属くず回収業者が指示を受けたことがあるとき。
- (4) 金属くず回収業者又はその代理人等が当該法令違反行為等に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合その他の金属くず回収業者又はその代理人等が引き続き金属くず回

収業を行った場合に盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき。

(営業停止命令の範囲)

第8条 営業停止命令を行う金属くず回収業者に複数の営業所がある場合は、全ての営業所に対して営業停止命令を行うものとする。ただし、当該営業停止命令対象行為に関係する一部の営業所のみに対して営業停止命令を行うことで目的を達成できる場合には、その一部の営業所のみに対して営業停止命令を行うことができる。

(営業停止命令の個数)

第9条 1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

(営業停止命令に係る期間)

第10条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (2) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (3) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (4) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。
- (5) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。

(営業停止命令の併合)

第11条 法令違反行為等が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、第9条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 基準期間 当該法令違反行為等について、前条に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれB、Dに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。
- (2) 短期 当該法令違反行為等について、前条に規定する短期のうち最も長いものとする。
- (3) 長期 当該法令違反行為等について、前条に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。

(観念的競合等)

第12条 1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合又は法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等にも該当する場合は、第9条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に該当する場合は、各法令違反行為等について第10条に規定する基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(常習違反加重)

第13条 金属くず回収業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に、当該金属くず回収業者に再び営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について同条に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、これらの期間は、6月を超えることはできない。

(営業停止期間の決定)

第14条 営業停止期間は、第10条から前条までに規定する基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条から前条までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が小さいと認められるとき。
- (2) 金属くず回収業者又はその代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。
- (3) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかつたことについて、その金属くず回収業者の過失が極めて軽微であると認められるとき。
- (4) 金属くず回収業者が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとっており、かつ、改しゅんの情が著しいとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条から前条までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。
- (2) 法令又は処分に違反した程度が著しく大きいとき。
- (3) 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく大きいと認められるとき。
- (4) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、同種又は類似の法令違反行為等を理由として、当該金属くず回収業者が指示又は営業停止命令を受けたとき。
- (5) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかつたことについて、その金属くず回収業者の過失が極めて重大であると認められるとき。
- (6) 金属くず回収業者又はその代理人等が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、変造しようとするなど情状が特に重いとき。

第4章 許可の取消し

(許可の取消しを行うべき場合)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。

- (1) 金属くず回収業者がAに分類されるものを行ったとき。
- (2) 金属くず回収業者がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかつたことにより、その代理人等がAに分類されるものを行ったとき。
- (3) 営業停止命令の期間が6月であつて、前条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 金属くず回収業者が60日以上営業停止命令を受けた日から1年以内に、当該営業停止命令の理由となつた法令違反又は処分違反に係る法令の規定又は処分と同一の法令の規定又は処分に違反したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、法令違反行為等（Iに分類されるものを除く。）を行った金属くず回収業者又はその代理人等が法令違反行為等を繰り返すおそれが極めて強く、金属くず回収業者が引き続き金属くず回収業を行った場合に盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

（情状による軽減）

第16条 前条各号のいずれかに該当する場合であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、同条の規定にかかわらず、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができる。

（指示、営業停止命令及び許可の取消しの関係）

第17条 許可の取消しを行うときは、指示及び営業停止命令は行わないものとする。

2 営業停止命令を行う場合に、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令対象行為に対し、指示を併せて行うことができる。

別表第1（第3条関係）

| 法令違反行為等 | 関係条項 | 分類 |
|-------------------------------|--------------------|----|
| (1) 無許可営業 | 条例第3条及び第23条第1号 | A |
| (2) 偽りその他不正手段により許可を受ける行為 | 条例第3条及び第23条第2号 | A |
| (3) 名義貸し | 条例第9条及び第23条第3号 | A |
| (4) 営業停止命令違反 | 条例第19条及び第23条第4号 | A |
| (5) 許可申請書等虚偽記載 | 条例第5条第1項及び第24条第1号 | D |
| (6) 変更届出義務等違反・変更届出虚偽記載 | 条例第7条第1項及び第24条第2号 | E |
| (7) 許可証返納義務違反 | 条例第8条第1項及び第24条第3号 | F |
| (8) 金属くず回収業者の行商従事者証携帯義務違反 | 条例第10条第1項及び第24条第3号 | F |
| (9) 代理人等の行商従事者証携帯義務違反 | 条例第10条第2項及び第24条第3号 | F |
| (10) 標識掲示等義務違反 | 条例第11条及び第24条第3号 | F |
| (11) 確認等義務違反 | 条例第13条第1項及び第24条第3号 | D |
| (12) 帳簿等備付け義務違反 | 条例第14条第2項及び第24条第3号 | D |
| (13) 品触れに係る電磁的方法による記録保存義務違反 | 条例第15条第4項及び第24条第3号 | D |
| (14) 品触れ相当品届出義務違反 | 条例第15条第5項及び第24条第3号 | D |
| (15) 帳簿等記載等義務違反・帳簿等虚偽記載 | 条例第14条第1項及び第24条第4号 | D |
| (16) 帳簿等毀損等届出義務違反・帳簿毀損届出等虚偽記載 | 条例第14条第3項及び第24条第5号 | D |
| (17) 品触書保存等義務違反 | 条例第15条第2項及び第24条第6号 | D |

| | | |
|-------------------------|--------------------|---|
| (18) 保管命令違反 | 条例第16条及び第24条第7号 | C |
| (19) 立入検査等の拒否等 | 条例第17条第1項及び第24条第8号 | D |
| (20) 報告義務違反・虚偽報告 | 条例第17条第3項及び第24条第9号 | D |
| (21) 許可証亡失等届出義務違反 | 条例第5条第4項 | F |
| (22) 行商従事者証提示義務違反 | 条例第10条第3項 | F |
| (23) 管理者選任義務違反 | 条例第12条第1項 | F |
| (24) 金属くず回収業者の不正品申告義務違反 | 条例第13条第3項 | D |
| (25) 指示処分違反 | 条例第18条 | B |

別表第2（第3条関係）

| 法令違反行為等 | 分類 |
|---|---------------------|
| (1) 刑法（明治40年法律第45号）第240条、第241条第1項若しくは第3項又は第243条（第240条又は第241条第3項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為 | B |
| (2) 刑法第95条、第152条、第235条、第236条、第238条、第239条、第243条（第235条、第236条、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条から第254条まで、第256条、第258条又は第259条に規定する罪に当たる行為 | C |
| (3) 刑法第237条に規定する罪に当たる行為 | D |
| (4) 刑法第261条又は第263条に規定する罪に当たる行為 | E |
| (5) 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号）第2条又は第3条に規定する罪に当たる行為 | C |
| (6) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第3条第1項第13号、第14号、第2項（第1項第14号に掲げる罪に係るものに限る。）、第4条（第3条第1項第13号、第14号又は第3条第2項（第1項第14号に係る部分に限る。）に掲げる罪に係るものに限る。）、第10条（第3項に係る部分を除く。）又は第11条に規定する罪に当たる行為 | C |
| (7) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第3項に規定する罪に当たる行為 | D |
| (8) 金属くず回収業に関する条例施行規則（昭和32年北海道公安委員会規則第2号）第12条第3項に違反する行為 | I |
| (9) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(8)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。） | F |
| (10) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(8)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。） | I |
| (11) (1)から(10)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為 | 当該法令違反行為に係る分類と同一の分類 |